

議 第 9 1 号

農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定
に つ い て

本 市 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お
り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 7 年 （ 2 0 2 5 年 ） 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
新 潟 県 柏 崎 市 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 条 例 （ 平 成 元 年 条 例 第 1 2 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 7 条 第 1 項 中 「 排 水 設 備 の 工 事 に 関 し 技 能 を 有 す る 者 と し て 指 定
し た も の 」 を 「 指 定 し た 者 」 に 改 め 、 同 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 災 害 そ の 他 非 常 の 場 合 に お い て 、 管 理 者 が 他 の 市 町 村 長
の 指 定 を 受 け た 者 に 工 事 を 行 わ せ る 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 こ
の 限 り で な い 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

新潟県柏崎市農業集落排水処理施設条例（平成元年３月２９日条例第１２号）

改正後		改正前
(排水設備の工事の実施) 第 7 条 排水設備の設置工事は、管理者が指定した者（以下「排水設備等指定工事業者」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 （略）		(排水設備の工事の実施) 第 7 条 排水設備の設置工事は、管理者が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定したもの（以下「排水設備等指定工事業者」という。）でなければ行っていない。 2 （略）